

福祉部

議案第 97 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 5 号）の
うち、福祉部の所管する部分について

議案第 97 号、令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 5 号）の
うち、福祉部の所管する部分について説明をさせていただきます。

歳入につきまして、14 ページをお願いします。

款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、節
4 児童福祉費国庫補助金の説明欄、保育対策総合支援事業費補助金
は、民間保育施設における園児の登園管理等の業務支援システムの
導入及びキャッシュレス決済機能の追加並びに翻訳機購入に対する
国庫補助金であります。

次の、節 5 生活保護費国庫補助金の説明欄、生活困窮者就労準備
支援事業費等補助金は、生活保護法改正等に伴う、生活保護システ
ム改修に要する経費に係る国庫補助金であります。

続きまして、歳出でございます。20 ページをお願いします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 4 民間保育施設費の説明欄、民
間保育施設運営助成費は、保育施設に対し、園児の登園管理等の業
務支援システムの導入及びキャッシュレス決済機能の追加並びに翻

訳機購入するための補助に係る経費を措置するものであります。

次の段の、項3生活保護費、目1生活保護総務費の説明欄、生活保護施行事務費は、生活保護システム改修に係る委託経費を計上するものであります。

次に、お戻りいただきまして、4ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正についてご説明します。

1行目の、ふれあいプラザ管理運営事業費ではありますが、老朽化が進む明日都浜大津のエレベーターについて、緊急的な機器更新に要する経費の福祉政策課分を措置しようとするものであり、令和7年度を完了予定としているため、その応分の費用である18,417千円について、債務負担行為を設定しようとするものです。

以上で、令和6年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、福祉部の所管する部分についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。